

コーポレートガバナンスに関する基本方針

日本新薬株式会社（以下「当社」という。）は、「人々の健康と豊かな生活創りに貢献する」を経営理念とし、「高品質で特長のある製品やサービスを提供する（顧客）」「社会からの信頼を得る（社会）」「一人ひとりが成長する（社員）」を経営方針として掲げ、「京都のグローバルヘルスケアカンパニーとして、一人ひとりの新しい生きるを世界に届ける会社」になることを目指しており、会社法上の機関設計としては「監査役会設置会社」を選択している。

当社は、持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図るために最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下「本基本方針」という。）を定める。

第1章 総則

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

第1条 当社は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

- （1）株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- （2）株主を含むすべてのステークホルダーへの責任を果たし、それらステークホルダーと適切に協働する。
- （3）会社情報を適時・適切に開示し、意思決定の透明性・公平性を確保する。
- （4）保有する経営資源を有効的に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させる。

第2章 株主の権利・平等性の確保

（株主総会）

第2条 当社は、株主が株主総会議案に対する十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めるとともに、その発送前に当社および東京証券取引所のウェブサイトにて当該招集通知を開示する。また、海外の機関投資家向けに英訳の招集通知を作成し、当社および東京証券取引所のウェブサイトにて開示する。

2 当社は、株主総会に出席できない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することができるよう、環境の整備に努める。また、機関投資家向けには議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を可能とする。

3 当社は、株主総会における決議の結果および賛否の割合、反対理由や反対票が

多くなった原因等をコンサルティング会社等の外部専門家の助言も受けながら様々な角度から分析・検討を行い、経営や株主との対話に反映する。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主についてもその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時・適切に情報開示を行う。

(資本政策に関する基本方針)

第4条 当社は、企業価値を中長期的に高めることを目指し、持続的な成長の機会を迅速・確実に捉えるとともにそのリスクに適切に対応するため、必要となる十分な株主資本の水準を保持し、戦略的投資、研究開発投資および設備投資等の成長への投資を行うとともに、安定的な配当、機動的な財務諸施策を実施する。

2 当社は、収益力・資本効率等を重要な経営指標と捉え、この目標値を開示する。

3 当社は、増資やMBO等を含む支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合は、既存株主を不当に害することのないよう、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第5条 当社は、政策保有株式については、取引の維持・強化、業務提携等の事業上の関係強化およびリスクとリターンを踏まえた保有目的の合理性を勘案し、保有の可否を判断する。

2 当社は、保有する政策保有株式について、その保有目的の合理性および経済的な合理性を取締役会において定期的に確認し、資金需要や市場環境等を考慮しつつ、保有の意義に乏しいものについては、順次縮減を図る。

3 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社および発行会社の企業価値の向上に資するものか否か等を基準として、議案を検討し、適切に対応する。

4 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（以下「政策保有株主」という。）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆するなど、売却等を妨げるような行為は行わない。

5 当社は、政策保有株主との間で、取引の経済的な合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、当社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

(大規模買付行為への対応方針)

第6条 当社は、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他の関係法令並びに当社定款の許容する範囲内において、対応する。

(関連当事者との取引に関する基本方針)

第7条 当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引および自己取引な

らびに利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないようにあらかじめ取締役会の承認を要するものとし、当該取引が適切に実行されるよう監督する。

第3章 ステークホルダーとの関係

(行動規範)

第8条 当社は、取締役会長、取締役社長をはじめとする経営陣、従業員が社会の期待に応え、社会から信頼を得るための行動の実践基準を「行動規範」として定め、当社ウェブサイト等に開示する。

2 「行動規範」の実践・遵守状況等については、取締役会にて、四半期ごとに実質的に確認する。

(ステークホルダーとの関係)

第9条 当社は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーへの責任を果たし、適切な協働に努める。

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第10条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に対応するとともに、当該課題への対応方針を取締役会において決定し、その対応状況等については、取締役会において適時確認する。

2 当社は、前項に定める対応方針および対応状況、並びに気候変動に伴うリスクおよび機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について必要なデータの収集と分析を行い、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）またはそれと同等の枠組みに基づく開示を行う。

(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進)

第11条 当社は、女性の活躍促進や、障害者や外国人の積極的雇用を進める等、個々の役員および従業員の持つ多様性を認め、個性を活かし、個々の能力を発揮できるような企業を目指し、企業の成長や発展を図ることを、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進方針とする。

2 当社は、前項に定める推進方針に基づく、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標および多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて適宜開示する。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第12条 当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオ

一ナーとして期待される機能を発揮できるように取り組むとともに、その取組みの内容について開示する。また、当社は、企業年金の受益者と当社との間に生じ得る利益相反について適切に管理する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示方針)

第13条 当社は、会社法その他関係法令に基づき、当社および当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システム等に関する当社の方針を決定し、適時・適切に開示する。

2 当社は、会社法および金融商品取引法その他関係法令ならびに東京証券取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を適時・適切に開示する。

3 当社は、前項の法令等に基づく適時開示の他にも、会社の財政状態、経営戦略、事業ポートフォリオ、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）に係る情報等の非財務情報を含む企業活動全般に亘る幅広い情報を、当社ウェブサイトや統合レポート（日本新薬レポート）等様々な手段を使い、適時かつ積極的に日本語または必要に応じ英語にて開示する。

4 当社は、情報開示方針として別紙1「IRポリシー」を定め、開示し、情報開示を行うに当たってはこれに従う。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任等

(取締役会の役割)

第14条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上に積極的に貢献する。

2 取締役会は、前項の役割を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、指名委員会からの答申を踏まえて客観性・適時性・透明性のある手続きに従った取締役および監査役の選解任の方針の決定、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(監査役会の役割)

第15条 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託責任を受けた独立の機関として取締役会の職務執行を監督することにより、企業統治体制の確立を図る。

2 監査役会は、前項の役割を果たすため、取締役会や経営陣に対して、自身の専門的な知識や豊富な経験等に基づき、能動的・積極的に意見を表明する。

(執行役員制度)

第16条 当社は、現場における業務執行の強化と迅速かつ適切な経営判断を行うために、執行役員制度を導入する。

2 執行役員は、当社従業員の中から取締役会決議で選任され、取締役社長または業務執行取締役から委嘱された部門または部署の業務の執行方針を立案し、執行する。

(独立社外取締役の役割)

第17条 当社の独立社外取締役は、経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うとともに、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価する。また株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

第2節 取締役会の実効性等

(取締役会の構成)

第18条 当社の取締役会の人数は、取締役会の機能を効果的・効率的に発揮する上で適切な員数とし、そのうち3分の1以上は、独立社外取締役とする。

(取締役の資格および指名手続等)

第19条 当社の取締役は、優れた人格、識見、経営感覚、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している心身ともに健康である者でなければならない。

2 当社は、取締役会として当社全体を網羅的に把握し、適切な判断を下せるよう、性別・国際性・職歴・年齢なども考慮した取締役会の構成員の多様性に配慮するとともに、その際、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めるよう努める。また、各取締役の知識・経験、能力等を一覧化したスキルマトリックスを開示する。

3 取締役の候補者は、本条の定めに従い選定し、指名委員会からの答申を踏まえて、取締役会で決定される。

(監査役の資格および指名手続等)

第20条 当社の監査役は、優れた人格、識見、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している心身ともに健康である者でなければならない。

2 当社の監査役は、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者とし、少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならない。

3 当社は、監査役会として当社全体を網羅的に把握し、適切な判断を下せるよう、内部監査部門を活用した体制を構築し、監査役会の構成員の多様性に配慮する。

- 4 監査役の候補者は、本条の定めに従い選定し、監査役会の同意を経た上で、指名委員会からの答申を踏まえて、取締役会で決定される。

(独立社外役員の独立性判断基準)

第21条 当社は、独立社外取締役および独立社外監査役を選任する際の独立性判断基準について別紙2「独立性判断基準」を定め、開示し、これを運用する。

(指名委員会、報酬委員会の設置)

第22条 当社は、取締役会の下に、指名委員会、報酬委員会をそれぞれ置く。

- 2 各委員会は3名以上の委員で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、これらの委員長は独立社外取締役が務める。

(指名委員会)

第23条 指名委員会は、取締役会からの諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行う。

- (1) 取締役および監査役の選任および解任に関する株主総会議案
(2) その他、取締役会が必要と認めた事項

(報酬委員会)

第24条 報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役および監査役の報酬に関する株主総会議案等の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行うとともに、取締役会からの委任に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容について審議をし、決定する。

(取締役の責務)

第25条 当社の取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明する。

- 2 当社の取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の社内規程を理解し、その職責を十分に理解する。

(監査役の責務)

第26条 当社の監査役は、その職務を十分に果たすべく、取締役会や経営陣に対する助言や勧告等の意見の表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じる。

- 2 当社の監査役は、就任するに当たり、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識、関連する法令、当社の定款、その他の当社の社内規程を理解し、その職責を十分に理解する。

(会計監査人)

第27条 会計監査人は、財務情報の信頼性の確保を任務とし、当社の持続的な成長と社

会的な存在価値および中長期的な企業価値の向上を図るため、適正な会計監査を行う。

2 前項の役割を果たすため、当社は、会計監査人と監査役会や経理部門等の関連部門との連携を図るとともに、会計監査に関する監査日程や監査体制の確保に努めるものとする。

3 監査役会は、会計監査人を選任するにあたっての手順等を監査役監査基準に定めるとともに、会計監査人の職務執行を評価するための基準を策定し、適切に運用する。

（経営施策検討会）

第28条 当社は、重要な経営施策等について協議するため、すべての取締役で構成される経営施策検討会を設置する。

（取締役研修・報告会）

第29条 当社は、取締役として必要な法的責務やコーポレートガバナンス等の情報を取得するとともに、各部門における重要業務に関する情報を共有するため、すべての取締役（候補者含む）で構成される取締役研修・報告会を設置する。

（取締役および監査役の研鑽および研修）

第30条 当社の新任取締役および新任監査役は、就任時に、社内での新任役員研修を受ける。

2 当社の取締役は、前条の規定により設置される取締役研修・報告会に参加し、取締役として必要な法的責務やコーポレートガバナンス等の情報を取得するとともに、各部門における重要業務に関する情報を共有する。当該取締役研修・報告会には、当社の監査役も参加することができる。

3 当社の取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積む。

4 当社は、前各項に定める取締役および監査役に対するトレーニングに必要な機会を提供するとともに、費用を負担する。

（取締役会の運営）

第31条 取締役会は、年間の開催スケジュールや予想される審議事項をあらかじめ計画し、当社の経営戦略、コンプライアンス、リスクマネジメントおよび内部統制システムに関する事項等の主要な事項に関する審議日程および審議時間が十分に確保されるように設定する。

2 当社は、取締役が取締役会議案に関する事前の検討時間を確保し、取締役会において自由闊達で建設的な議論・意見交換がなされるよう、取締役会の会日に先立って、議題および議案に関する資料を配付または配信するなど、効果的かつ効率的に取締役会が運営できるよう努める。ただし、特に機密性の高い案件または緊急性の高い案件についてはこの限りでない。

3 当社は、内部監査部門を活用した体制を構築し、各取締役が適宜・適切に情報

を得られるよう配慮する。

(独立社外取締役および監査役による社内情報へのアクセス)

第32条 当社の独立社外取締役および監査役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、取締役会長、取締役社長、業務執行取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2 当社は、独立社外取締役および監査役に対する情報提供を適時・適切に行うため、関係部門との緊密な連携体制を確保する。

(取締役会の実効性の分析・評価)

第33条 取締役会長、取締役社長および業務執行取締役は、自らの取締役としての業績等について定期的に自己評価を行い、その結果を取締役に報告する。

2 取締役会は、各取締役による取締役会の実効性に関する自己評価に基づき、定期的に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示する。

(取締役の報酬等)

第34条 取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう検討する。

2 取締役会は、報酬委員会による答申に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を決定する。

3 取締役の報酬等の上限については、報酬委員会からの答申を踏まえて、取締役会が株主総会に提出する議案の内容において定める。

4 取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内において、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第35条 当社は、株主の意見を取締役および監査役で共有するよう努める。

2 当社は、株主と対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分に留意する。

3 当社は、別紙3「株主との建設的な対話に関する方針」を定め、開示し、その体制整備に努める。

第7章 その他

(基本方針の制定および見直し)

第36条 本基本方針は、取締役会決議により制定する。また、関連する法令の改正、社

会的・経済的な事業環境の変化等に応じて、コーポレートガバナンスへの適合性を維持するため、取締役会において必要に応じて見直しを行う。

(制定) 2015 年 12 月 15 日

(改定) 2016 年 6 月 29 日

(改定) 2018 年 12 月 17 日

(改定) 2021 年 6 月 29 日

(改定) 2021 年 12 月 17 日

(改定) 2022 年 6 月 29 日

(改定) 2024 年 6 月 27 日

「IR ポリシー」

1. 情報開示の基本方針

日本新薬株式会社は、適時適切な会社情報の開示が健全な資本市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、金融商品取引法等の関係法令及び上場証券取引所規則に則り、すべてのステークホルダー並びにメディアに対し、タイムリーかつ公平な情報開示に努めます。

2. 開示情報の定義および開示方法

1) 法定開示

会社法および金融商品取引法その他関係法令により定められる開示物。公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を適時・適切に開示します。

2) 適時開示

東京証券取引所適時開示規則等により開示（以下「適時開示規則」）が要請される情報。「適時開示規則」により開示が要請される重要情報は、適時開示情報伝達システム（TDnet）により開示します。

3) その他の開示

上記に該当しないが、投資判断に影響を与えると思われる情報。会社の財政状態、経営戦略、事業ポートフォリオ、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるサステナビリティ要素）に係る情報等の非財務情報を含む企業活動全般に亘る幅広い情報を、当社ウェブサイトや統合報告書（日本新薬レポート）等様々な手段を使い、適時かつ積極的に日本語または必要に応じ英語にて開示します。

3. 将来の見通しに対する開示について

当社が開示する将来予測に関する情報には、開示時点における戦略、計画、予想について、一定のリスクや不確実性が含まれる場合があります。

4. 市場の噂への対応について

当社は、市場の噂に関してはコメントしないことを基本方針とします。しかし、噂が資本市場に大きな影響を与える場合、または証券取引所その他の機関から説明などの対応を求められた場合は、適切に対応することとします。

5. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌営業日から決算発表日までを「沈黙期間」と定め、決算に関するコメントや質問への回答を控えさせていただきます。但し、沈黙期間中に業績予想が大きく変化する見込みが出てきた場合には、適宜情報開示を行ってまいります。尚、沈黙期間であってもすでに公表されている情報に関する範囲の質問等には対応いたします。

6. 情報開示に関する社内体制

当社は、「情報開示委員会」を設置し、情報開示方針の策定、改編や情報の開示の可否及び開示方法の審議を行っています。

以上

「独立性判断基準」

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）およびその候補者が以下の項目の何れにも該当しない場合、十分な独立性を有しているものと判断します。

- (1) 現在および過去の当社（子会社を含む。以下同じ）の業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (5) 当社の大株主またはその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7) 上記（1）から（6）までの何れか重要な者の近親者

＊注記

- (1)～(6)「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員、その他これに準じるもの及び使用人
- (2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度の取引額が当社の連結売上高の2%を超える取引先
- (3)「当社を主要な取引先とする者」とは、相手にとって当社が主要と言う意味で、直近事業年度の取引額が相手の連結売上高の2%を超える取引先
- (4)(6)「多額」とは、1千万円超かつ相手の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることを言う
- (5)「当社の大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を有する株主
- (7)「重要な者」とは、部長格以上の業務執行者、「近親者」とは、配偶者または2親等以内の親族

以上

「株主との建設的な対話に関する方針」

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、信頼される情報開示のための社内体制の整備、株主との対話内容を適切に経営に取り入れるための仕組み作りなどを行い、株主との建設的な対話に積極的に取り組みます。

1. 建設的な対話に関わる統括責任者

I R担当部署である経営企画部IR推進課を管掌する経営企画・サステナビリティ担当取締役を責任者とします。

2. 対話を補助する社内のIR担当と各部門との有機的な連携のための方策

建設的な対話の実現のため、経営企画部、経理・財務部、研開企画部等が連携して対応します。

3. 個別面談に対する基本姿勢

株主、投資家等から個別面談の希望を受け付けた場合は、その趣旨等を勘案し、合理的な範囲で社外取締役を含む取締役、監査役、執行役員等が対応します。

4. 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組み

決算説明会を年2回5月、11月に開催し、経営トップの他、経営企画・サステナビリティ、研究開発、営業の業務執行取締役が出席し投資家と直接対話します。また8月、2月には経営企画・サステナビリティ担当取締役を責任者とし、決算カンファレンスコールを実施します。

5. 対話内容の経営陣幹部、取締役会へのフィードバックの方策

決算説明会の情報を踏まえた証券アナリストのレポートを経営陣幹部に速やかにフィードバックします。また、必要に応じて対話内容を経営陣幹部にフィードバックします。

6. 対話に際してのインサイダー情報管理に関する方策

情報開示規程、内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則に基づき、インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止します。なお決算情報の漏洩を防ぐため、各四半期の決算期日の翌営業日から決算発表日までを沈黙期間として定めています。

以上